**令和７年度**

**北九州市敬老行事補助金のご案内**

この補助金は、自治会・婦人会等の団体が地域において自主的に

実施する敬老行事に対し、必要な経費を補助するものです。

**事 業 内 容**

【交付の対象】　各地域において敬老行事を実施する団体

【補助金の額】

■　75歳以上の年長者1人につき、１，０００円

　　　　＊７５歳以上（昭和２６年３月３１日以前に生まれた人）

　　　＊年１回限り

【令和７年度の取扱い】

　■昨年度からの変更なし

・補助金の額

本来の運用どおりです。

令和２～４年度のコロナ禍に実施した特別対応（行事を実施し

ない場合でも記念品配布にかかる費用も補助対象とする対応）は、

廃止しています。

　　・参加者（予定者を含む）の取扱い

地域のこれまでの運用どおりです。

**【問い合わせ】○○区役所いのちをつなぐネットワーク係　担当：○○・○○**

**☎○○○－○○○○　 メールアドレス：　　　　　　@city.kitakyushu.lg.jp**

**補助金申請の流れ**

**１　補助金の申請**

　「補助金交付申請書」に以下の書類を添付して、区役所いのちをつなぐネットワーク係に提出してください。

1. 敬老行事の内容がわかるもの　（行事参加案内のチラシなどでも可）
2. 敬老行事収支予算書
3. 敬老行事参加予定者名簿

※　敬老行事の実施前に申請してください

　行事を中止する場合や変更等がある場合は、事前に連絡してください。

**２　補助金の交付**

　　　申請の内容を審査した後、補助が必要と認めた場合に補助金交付決定通知書により通知し、あらかじめ届け出のあった口座に振り込みます。

**３　実績報告**

　　敬老行事終了後２０日以内に「実績報告書」に以下の書類を添付して、区役所いのちをつなぐネットワーク係に提出してください。

（１）　敬老行事収支決算書

（２）　領収書等の経費の支払いを証する書類

（３）　敬老行事参加者名簿

**４　補助金額の確定**

　　　実績報告書の提出後、内容を審査し、補助金額の確定通知を送付します。

補助申請時の参加人数より、実績報告時の参加者が少ない場合は、補助金の

返還手続きを行います。

**Ｑ＆Ａ**

Ｑ1：スタッフへの謝金や交通費は補助の対象となりますか？

Ａ1：主催団体に属するスタッフへの謝金・交通費は対象外ですが、外部から講演や余興等の出演者として招いた方への謝礼金品は対象となります。

Ｑ2：楽器、スロープ等の備品購入は補助の対象となりますか？

Ａ2：通年利用できる楽器や物品の購入は対象となりません。会場飾りつけやゲーム等の景品など、当日限りのものは対象となります。

Ｑ3：記念品として金券・商品券を配布することは可能ですか？

Ａ3：当補助金は敬老行事を実施する団体へ支出されるものです。個人への給

付と見なされかねない換金性のある金券及び商品券の配布は出来ません。

Ｑ4：数日間に渡って開催する作品展などの行事も補助の対象となりますか？

Ａ4：不特定多数の方を対象とする行事は補助対象となりません。高齢の方が

地域の方々と交流を図れるよう、特定の日時や会場において会食や懇談な

どを行う行事が補助対象となります。

Ｑ5：敬老行事として飲食店での会食を行う場合、補助の対象となりますか？

Ａ5：団体が敬老行事として企画し、北九州市内の飲食店で行うものであれば

補助対象となります。

Ｑ6：団体の負担金が無く、市補助金のみで行う場合も補助が可能ですか？

Ａ6：行事を市補助金のみで行うことも可能です。なお、行事開催後に余った

補助金は全額戻入が必要となります。

（次ページへ続く）

**Ｑ＆Ａ**

Ｑ7：実績報告書に添付する「領収書等の経費の支払いを証する書類」とは

　　具体的にどのような書類のことですか？

Ａ7：店舗等の相手方が申請団体から支払われた金銭を領収した旨を確認できる「領収書」又は「レシート」となります。

・「領収書」、「レシート」は原則、原本を提出してください。

・原本を他に使用する等の理由で写しを提出する場合は、下記の要領で　写しの余白に原本証明（見本の①～③を記入）をお願いします。

・領収書等の原本返却を希望される団体は、提出時にお申し出ください。精算事務終了後に返却いたします。

＜原本証明の記入見本＞　　　　　　　　　　　この３点を余白に記入

Ｑ8：出演者・講演者等にお渡しする謝礼金など、通常、相手方から領収書が発行されない支払いについては、どのように対応すればよいですか？

Ａ8：様式は任意ですが、主催団体の方で「受領書」等を事前に用意し、出演者等から受領のサインをもらったものを添付してください。

＜受領書の見本＞

Ｑ9：敬老行事の開催前に行う打合せや、開催後に行う反省会に係る経費は

補助の対象となりますか？

Ａ9：補助の対象となりません。また、申請団体内のスタッフへの謝礼も補助

　　　対象となりませんのでご留意ください。

受領書

　○○校区自治会　様

　　　　　　金　＊＊＊＊円

　上記、○○会での講師謝金として受領しました。

　　　　　　　　令和　○年　○月　○日

　　　　　　　　住所　＊＊＊＊＊＊＊＊

　　　　　　　　氏名　　□□　□□

① 　この写しは原本と相違ない

② 　○○校区自治会

③ 　会長　□□　□□

領収書

　○○校区自治会　様

　　金　＊＊＊＊＊円

　　　　　　　　　　△△商店